

ディスクロージャー分析 ～サステナビリティ全般と気候変動の開示分析～

2023.7.19

当ディスクロージャー分析レポートでは、改正開示府令による有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄の新設により、サステナビリティ全般と気候変動について、どのような内容が開示されているかについて調査・分析を実施した。

はじめに

2023年1月31日付けで「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（以下、改正開示府令という）が公表されている。改正開示府令では、サステナビリティ情報開示について、有価証券報告書の「第2事業の状況」に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設され、2023年3月期からこの記載欄に、当連結会計年度末現在における企業のサステナビリティに関する考え方、取組の状況について記載することが求められている。そして、気候変動関連の情報についても、サステナビリティ情報の一つとして、その開示の要否が判断されることになると考えられ、企業が、気候変動対応が重要であると判断する場合には、開示が求められている。また、サステナビリティ情報は、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項も含まれ得ると考えられているが、すべての項目を記載する必要はなく、各企業が重要性を判断して開示項目を判断することとなる。本調査では、2023年3月期の有価証券報告書にて、サステナビリティ全般と気候変動について、どのように開示されているか調査・分析を実施する。

調査結果について

本調査は、JPX日経インデックス400（2023年7月現在）の3月末決算の日本基準適用会社のうち、2023年6月30日までに有価証券報告書を提出した会社（200社）を調査対象としている。まず、サステナビリティ情報開示において、何を開示すべきかの重要性の判断が必要となるが、サステナビリティ情報開示における重要性（マテリアリティ）の判断基準は改正開示府令では示されていない。2019年3月19日付け金融庁「記述情報の開示に関する原則」では、「投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる」とされており、その重要性は「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」としていることを参考にすることが考えられる。調査対象会社（200社）のうち、約7割以上の143社が「マテリアリティ」というキーワードを記載していた。

次に、統合報告書やサステナビリティ報告書などの任意開示書類等におけるサステナビリティ情報開示が進んでいることを受けて、改正開示府令の記載上の注意で求められる事項を記載したうえで、その記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができるとなっている。調査対象会社（200社）のうち、87社が

ウェブサイトを参照先としており、37社が統合報告書を参照先としていた。

そして、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載については、さまざまな方法が考えられるが、財務会計基準機構の「有価証券報告書の作成要領」（2023年3月期提出用）では、以下の2つの記載事例を示している。

記載事例① サステナビリティ情報全体について、サステナビリティに関する考え方及び取組の記載を行う場合

記載事例② 重要なサステナビリティ項目ごとに、サステナビリティに関する考え方及び取組の記載を行う場合

調査対象会社がどのように記載しているかについては、以下のとおりである。

	会社数
① サステナビリティ情報全体について記載	45
② 重要なサステナビリティ項目ごとに記載	155
合計	200

① サステナビリティ情報全体について記載しているケースは、気候変動等については詳細な記載を行っていないため、以降の調査では、
② 重要なサステナビリティ項目ごとに記載している会社（155社）を対象として調査する。

(1) サステナビリティ全般

新設された「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄では、企業の中長期的な持続可能性に関する事項について、経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明することとなり、各企業におけるサステナビリティに関する考え方及び取組の状況について、国際的な比較可能性の観点から、国内外のサステナビリティ開示で広く利用されている気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）のフレームワークと統合的な「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4つの構成要素に基づく開示が求められている。

このうち、「ガバナンス」と「リスク管理」は、企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報を認識し、その重要性を判断する枠組みが必要となる観点から、すべての企業が開示することが求められている。「戦略」と「指標及び目標」は、開示が望ましいものの、各企業が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要性を判断して開示することが求められている。

サステナビリティ全般について、4つの構成要素を項目立てして記載しているかについては、以下のとおりである。

	会社数
「ガバナンス」と「リスク管理」を記載	69
4つの構成要素すべてを記載	55
「ガバナンス」、「戦略」と「リスク管理」を記載	8
「ガバナンス」のみを記載	3
「ガバナンス」、「戦略」と「指標及び目標」を記載	2
「指標及び目標」のみを記載	1
記載なし（4つの構成要素は気候変動等で記載）	17
合計	155

「ガバナンス」と「リスク管理」の記載は必須であるため、69社と最も多くなっており、4つの構成要素すべてを記載の55社、「ガバナンス」、「戦略」と「リスク管理」を記載の8社と合わせると約9割近い会社がサステナビリティ全般で「ガバナンス」と「リスク管理」の記載を行っていた。

(2) 気候変動

改正開示府令では、気候変動に関する開示について明示的な規定はないが、企業が、気候変動対応が重要であると判断する場合には、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の枠で開示することとすべきであるとされ、温室効果ガス（GHG）排出量に関しては、投資家と企業の建設的な対話に資する有効な指標となっている状況に鑑み、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、特に、Scope1（事業者自らによる直接排出）・Scope2（他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出）のGHG排出量について、企業において積極的に開示す

ることが期待されている。

気候変動について、4つの構成要素を項目立てして記載しているかについては、以下のとおりである。

	会社数
4つの構成要素すべてを記載	94
「戦略」と「指標及び目標」を記載	39
「戦略」、「リスク管理」と「指標及び目標」を記載	6
「指標及び目標」のみを記載	1
記載なし	15
合計	155

4つの構成要素すべてを記載している会社が94社と最も多く、サステナビリティ全般で「ガバナンス」と「リスク管理」を記載し、気候変動で「戦略」と「指標及び目標」を記載しているケースも多く見られた。気候変動では、TCFD提言で推奨されていたシナリオ分析を行い、中長期のリスク（移行リスクや物理的リスク）や機会を記載し、GHG排出量の削減目標を記載している会社も多く見られている。

シナリオ分析とは、気候変動（将来の気温上昇）が企業にもたらすリスクや機会を予想し、それに基づいて自社の対応策や戦略を策定することであり、GHG（Green House Gas）とは、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスであり、世界中で問題になっている地球温暖化をもたらす原因物質と考えられているため、企業、個人、NPOなどにとどまらず、世界的に温室効果ガスの排出量削減を目指している。

主に「戦略」において、下記の項目について開示していた会社は、以下のとおりである（複数選択）。

	会社数
「4℃シナリオ」や「1.5℃シナリオ」等について言及していた会社	107
気候変動リスクを移行リスクと物理リスクに分けて開示していた会社	104
リスクだけではなく、機会についても言及していた会社	114
リスクや機会の時間的範囲（短期・中期・長期）を開示していた会社	50
気候関連のリスクと機会が与える財務的な影響を開示していた会社	49

「指標及び目標」の指標については、CO2排出量や温室効果ガス（GHG）排出量を指標としている会社が多く見られ、その内訳は、以下のとおりである。

	会社数
CO2排出量と記載していた会社	71
温室効果ガス（GHG）排出量と記載していた会社	57
上記の両方を記載していた会社	15

この他にScope1・Scope2等について、108社が記載していた。

次に、排出量の実績を開示している会社は91社あり、目標については、何%削減と記載する場合と、削減する数量（CO2排出量であれば何トン）を記載する場合があるが、その内訳は、以下のとおりである。

	会社数
何%削減と記載していた会社	121
排出量ゼロやカーボンニュートラルを目標と記載していた会社	113
削減する数量を記載していた会社	31

おわりに

従前からサステナビリティ情報開示については、主に任意開示書類等で開示が行われてきたが、有価証券報告書に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が追加されたことで、今後はサステナビリティ情報開示の一覧性や比較可能性が高まることが期待される。そして、企業の情報開示や投資家との対話に係る取組が形式的なものに終始せず、実質的なものとなることが重要と考えられる。

以上